破産手続終結

平成２３年（フ）第１１８号
山口市宮野上139番地
破産者　有限会社矢田部運送
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１９０号
宮崎県西都市妻町２丁目89番地
破産者　松本　　博
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第７０３号
熊本市出水５丁目６番34号
破産者　清田　教一
1　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
2　一般調査期日　平成24年５月17日午前11時
平成24年２月17日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０１８号
大阪府大東市北条３―14―21　３―201、住民票上の住所大阪府大東市北条７丁目６番18号
破産者　中田　　悟
1　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
2　一般調査期日　平成24年４月19日午後４時
平成24年２月16日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２３年（フ）第４４１号
宮崎市中津瀬町18番地
破産者　森園　恵子
1　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
2　一般調査期間　平成24年３月19日から平成24年３月26日まで
平成24年２月17日　　宮崎地方裁判所破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第４３５５号
奈良県生駒市真弓南２丁目１番４号、開始決定時の住所奈良市あやめ池南８丁目７番４号
破産者　森本　知美
1　期日　平成24年３月27日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３６号
愛知県西尾市東幡豆町政吉78番地
破産者　梅田設備こと　梅田　晃浩
1　期日　平成24年３月12日午後２時40分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
宮崎県串間市大字西方3639番地１
破産者　田中千代子
1　期日　平成24年３月13日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月20日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１９６４号
大阪市西成区鶴見橋１丁目９番３号、開始決定時の住所大阪市西成区長橋２丁目４番15号
破産者　山田哲夫こと　車　　尚哲
1　期日　平成24年３月16日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３６９８号
東京都練馬区田柄４丁目38―７―201
破産者　石川　智成
免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
平成24年２月17日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２３年（フ）第２５２５号
福岡市東区和白６丁目４番43―101号
破産者　**松**瀬　清美（旧姓木村）
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第６８号
名古屋市中村区名西通１丁目２番地
清算株式会社　タケヤマ不動産株式会社
代表清算人　竹山　佳伸
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２３号
埼玉県川口市柳崎４丁目28番23号
清算株式会社　株式会社テックハウジングジャパン
代表清算人　池谷　光正
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。
2　各協定債権は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した金額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
釧路市南大通１丁目２番３号
再生債務者　山本商事株式会社
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月５日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年４月９日から平成24年４月23日まで
釧路地方裁判所民事部

平成２４年（再）第３４号
千葉県松戸市金ケ作144番地
再生債務者　近藤　武夫
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月13日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年４月３日から平成24年４月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１号
静岡県焼津市中新田1610番地
再生債務者　有限会社アクティ水産
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月22日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年５月７日から平成24年５月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部